

仮換地図等の閲覧及び写しの交付事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉市で保存している土地区画整理事業の仮換地図、重ね図及び換地図（以下「仮換地図等」という。）の閲覧及び写しの交付事務の取り扱い方法を定めることを目的とする。

(対象範囲)

第2条 この要領の対象となる仮換地図は、千葉市が現に施行している土地区画整理事業における仮換地図とする。

2 この要領の対象となる重ね図は、千葉市が現に施行している土地区画整理事業における、仮換地図と従前宅地の調整公図を重ねた図面とする。

3 この要領の対象となる換地図は、千葉市が施行した土地区画整理事業及び組合が施行した土地区画整理事業における換地図（各換地の周り間が記入されているもの）のうち、現に保存しているものとする。

(閲覧)

第3条 宅地の利害関係人は、仮換地図等を管理する者（市街地整備課長又は各土地区画整理事務所長のうち、その地区を所管する者。以下「管理者」という。）に対して仮換地図等の閲覧を求めることができる。

2 前項の規定により閲覧の求めがあった場合は、管理者はすみやかに閲覧に供するものとする。

(写しの交付)

第4条 宅地の利害関係人は、管理者に対して仮換地図等の写しの交付を求めることができる。

2 前項の規定により写しの交付を求めようとする者は、「仮換地図等の写しの交付申請書」（様式第1号）により申請するものとする。

3 第1項の規定により写しの交付の申請があった場合は、管理者はすみやかに用紙に複写をして交付するものとする。ただし、管理者が通常の業務に支障があると認めた場合は、交付をしないこととし、又は、別に交付する日時を定めることができる。

4 前項による複写は、閲覧に供している図面を原本として申請人が必要とする部分を含み、かつ、原則として拡大又は縮小をせずに行うものとする。

5 第3項の規定により仮換地図又は重ね図の写しを交付する場合においては、管理者は交付する写しに交付する日付を記入するものとする。

6 第3項ただし書きの規定により別に交付する日時を定める場合において、申請人より申し出があったとき又は管理者が必要と認めるときは、「交付する日時の指定書」（様式第2号）を交付するものとする。

(手数料)

第5条 閲覧及び写しの交付は、無償とする。

(郵便による申請及び交付)

第6条 写しの交付の申請は、第4条第2項に規定する申請書を郵便により管理者に提出してすることができる。

2 申請者が希望するときは、郵便により写しを交付することができる。この場合において、郵便料金は申請者の負担とする。

(ホームページでの公表)

第7条 管理者は、仮換地図等の閲覧及び写しの交付の状況を勘案し、必要と認める場合には、ホームページでの閲覧が可能となるよう仮換地図等を公表することができるものとする。

(疑義の解決)

第8条 この要領の施行に疑義がある場合は、管理者による会議において解決を図るものとする。

附則 この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成25年 6月 5日から施行する。

この要領は、令和 5年 4月14日から施行する。